

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協 議 項 目	2 2 . 国民健康保険事業の取扱い	協 議 細 目
調 整 方 針	<p>(案) 基本的には、関市の制度により統一するものとするが、差異のある国民健康保険制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 賦課形態は、保険税とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。</p> <p>(2) 賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、保険税率は平成17年度の医療費見込み等を基礎として算定する。ただし、平成16年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により各市町村それぞれ現行のとおりとし、合併後に保険税額が急激に増加する場合は、状況に応じて3年間を限度として、激変緩和措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 納期は、関市の例により10期とする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。</p> <p>(4) 葬祭費は、5万円に統一する。</p> <p>(5) 高額療養費支払資金貸付事業については、関市の例により実施する。なお、貸付割合は支給見込額の9割以内とする。</p> <p>(6) 国民健康保険財政調整基金は、適正な管理運営に努め、新市に引き継ぐものとする。</p>	
項 目	参 考 資 料	
	<p>資料は、第5回合併協議会(15年11月10日)に提出済み。(P63~P68)</p>	